

児童手当制度のご案内

(令和6年10月分から新制度に)

POINT①**対象児童の年齢拡大（高校3年生相当年齢まで）**

支給対象児童の年齢は、中学生までから高校生3年生相当年齢まで(18歳到達後最初の3月31日まで)拡充されました。

POINT②**第3子以降の支給額増（第3子以降3万円）**

第3子以降の多子加算カウント方法は、22歳年度末までの子で受給資格者に経済的負担がある場合には、カウントが可能となり、第3子以降は月額3万円(多子加算)となります。第3子以降の多子加算カウント方法は裏面もご覧ください

【支給月額】

- 3歳未満:1万5千円(第3子以降は3万円)
- 3歳～高校生相当年齢:1万円(第3子以降は3万円)

POINT③**所得制限なし**

支給要件のうち、所得制限が撤廃され、所得に関係なく支給されます。

POINT④**支払月の変更（2か月に1回：年6回）**

児童手当の支給回数が年6回となり、偶数月の各10日に支給されます。

※支給日が土曜・日曜・祝日にあたるときは、その直前の金融機関営業日が支給日となります。

| 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 |
|--------------|--------------|--------------|---------------|---------------|--------------|------|------|------|------|------|------|
| 2か月分 | 2か月分 | 2か月分 | 2か月分 | 2か月分 | 2か月分 | 2か月分 | 2か月分 | 2か月分 | 2か月分 | 2か月分 | 2か月分 |
| 支給日 4月10日 | 支給日 6月10日 | 支給日 8月10日 | 支給日 10月10日 | 支給日 12月10日 | 支給日 2月10日 | | | | | | |

申請手続き確認フローチャート

児童を養育している方が父と母の場合、所得の高い方の職業は公務員ですか？

はい

公務員の方は、勤務先にお問合せ下さい！

いいえ

所得の高い方の住所地は松戸市外ですか？

はい

所得の高い方の住所地にお問合せ下さい！

いいえ

児童手当対象者に兄姉(H15.4.2生まれ～H19.4.1生まれ)がいて、その人を含めた子どもの数が3人以上になりますか？

はい

いいえ

申請必要

- 認定請求書
- 監護相当・生計費確認書

申請必要

- 認定請求書

【受給資格】

児童手当は、高校3年生相当年齢までの児童を養育する父母のうち、所得の高いどちらか一方に支給されます。

【国内居住の方が対象】

- 原則として、養育者・児童とともに、「日本国に住んでいる」場合に支給対象となります。
- 海外留学のため、児童が父母と離れて国外に住んでいる場合は、裏面のお問合せ先までご相談ください。

注意事項

- 児童手当は、原則、申請した月の翌月分からの支給となります。ただし、出生日や転入した日(異動日)が月末に近い場合、申請日が翌月になっても、異動日の翌日から15日以内であれば、申請月分から支給します。申請が遅れると、遅れた月分の手当を受給できなくなりますので、ご注意下さい。
- 児童手当は、戸籍住民票等に異動が生じた場合、原則、15日以内に届出が必要です。
- 所得更正(過年度分含む)により旧制度分の支給区分が変更となった場合、返還金が発生する場合があります。

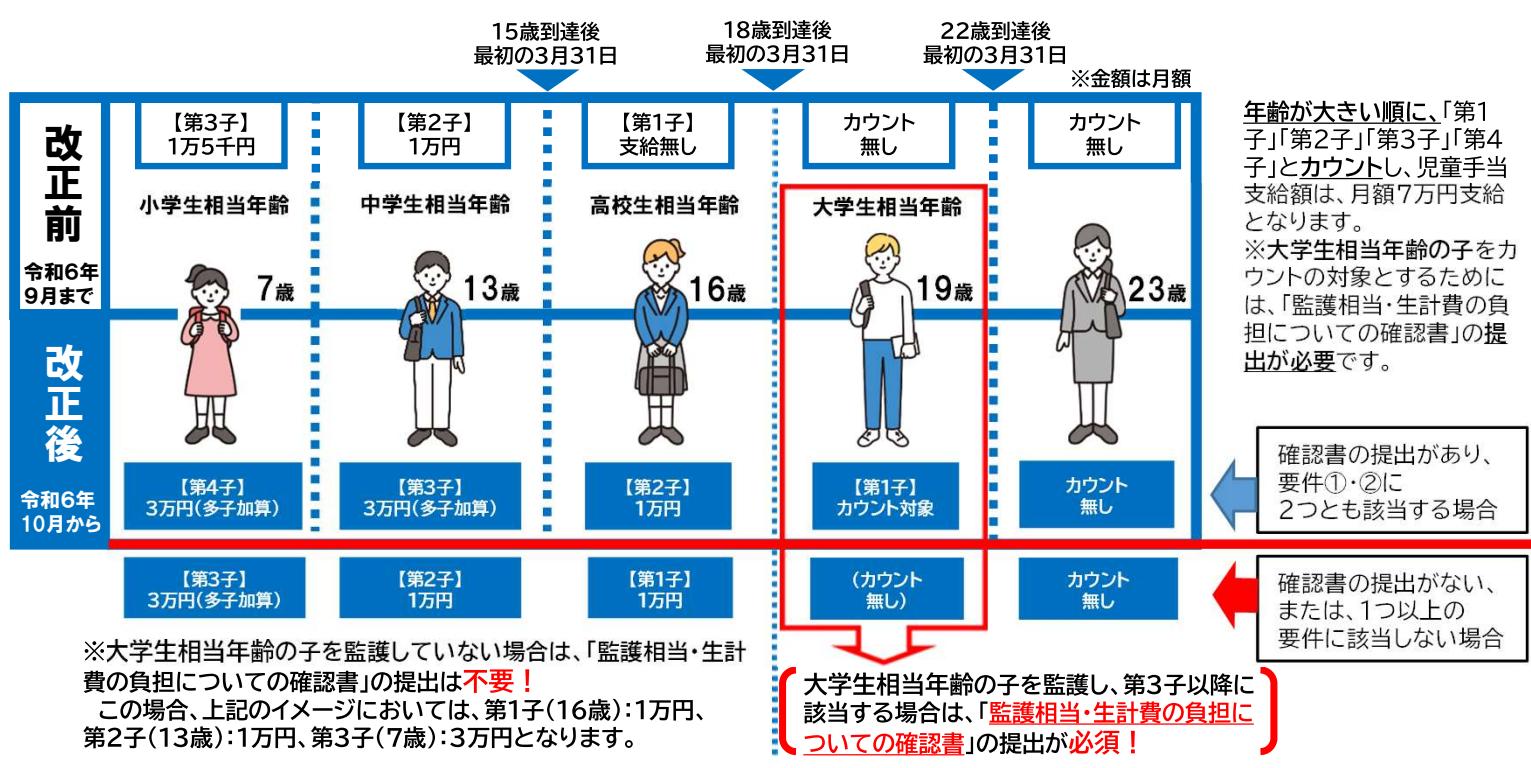
申請が必要です。

**詳細は、
市ホームページを
ご確認下さい！**



(市HP)

第3子以降の多子加算カウント方法例



「監護相当・生計費の負担についての確認書(監護相当・生計費確認書)」の要件

- ① 大学生相当年齢の子について、監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護をしている。
- ② 大学生相当年齢の子について、生計費の相当部分を負担している。
(大学生相当年齢の子自身が、自立して生活を営んでいる場合には該当しません。)

※大学生相当年齢の子とは…

「18歳到達後最初の3月31日を経過した子から、22歳到達後最初の3月31日までの間にある子」を指します。

児童手当に関する必要な各種申請・届出

※詳細は、「市HP」をご確認ください！

| | |
|---------------|--|
| ① 認定請求書 | 出生・市外からの転入等で、新たに児童手当を受給する場合。 |
| ② 別居監護申立書 | 受給者と児童が別居になった場合。 <u>(同居保護者からの同意が必要です。)</u> |
| ③ 養育状況等申立書 | 婚姻や転居(児童が別居から同居になった)等、養育状況に変動があった場合。 |
| ④ 監護相当・生計費確認書 | 大学生相当年齢の子を養育し、第3子以降の多子加算を受ける場合。 |
| ⑤ 額改定届(増額・減額) | 養育する児童数に変動があった場合。 |
| ⑥ 振込先金融機関変更届 | 振込先金融機関を変更する場合。 <u>受給者の変更は別の届出が必要です。</u> (配偶者名義または、児童名義への口座変更はできません。) |
| ⑦ 現況届 | 提出が必要な方へは、毎年5月末に、市から送付します。 |
| ⑧ 消滅届 | 受給者の市外転出等、児童手当の受給要件を満たさなくなった場合。 |
| ⑨ 不足書類提出 | 各種届出の不足書類がある場合。 |



※児童給付担当室窓口・各支所、郵送での提出可能

①⑤⑦⑧
ぴったりサービス



③養育状況等
申立書



④監護相当・
生計費確認書



⑥振込先
金融機関変更届



②⑨
不足書類提出



【お問合せ先・郵送先】松戸市 子ども未来応援課 児童給付担当室(新館9階)

〒271-8588 松戸市根本387-5

電話:047-366-3127 受付時間:平日8:30~17:00



<市HP>